

# 水道事業

## 1 沿革

新京阪鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）が自社経営住宅地に給水する目的で昭和4年6月15日に起工、同年12月1日に竣工し、給水を開始した。その後、昭和13年8月に簡易水道規則の、また昭和15年11月には水道条例（昭和32年水道法の制定により廃止）の適用を受けて私設水道の認可を受けた。この施設を、昭和18年4月9日、高槻市が無償譲渡されたのを機に、同年5月15日付で事業認可を受けたことが本市水道のはじまりである。

## 2 概要

### (1) 給水状況

令和4年度末の給水人口は、34万7,966人で前年度に比べ1,087人(0.3%)の減少となった。年間総給水量は、3,605万7,685<sup>m</sup><sup>3</sup>で56万595<sup>m</sup><sup>3</sup>(1.5%)の減少となり、有収水量は、3,429万1,473<sup>m</sup><sup>3</sup>で77万4,053<sup>m</sup><sup>3</sup>(2.2%)の減少となった。有収率は、95.1%となった。一日最大給水量は、10万7,756<sup>m</sup><sup>3</sup>で584<sup>m</sup><sup>3</sup>(0.5%)減少し、一日平均給水量は、9万8,788<sup>m</sup><sup>3</sup>で1,536<sup>m</sup><sup>3</sup>(1.5%)減少した。

#### ① 給水人口及び給水戸数

区分 年度	総人口 (A)		総世帯数		給水人口 (B)		給水戸数		普及率 B/A
	人口	すう勢比率	世帯数	すう勢比率	人口	すう勢比率	戸数	すう勢比率	
令和4	人 347,979	% 99	世帯 164,494	% 101	人 347,966	% 99	戸 169,009	% 101	% 100.0
令和3	349,064	100	163,157	100	349,053	100	168,361	100	100.0
令和2	350,774	100	162,659	100	350,761	100	167,720	100	100.0

#### ② 給水量及び有収水量

区分 年度	総給水量					有収水量		有収率	一日最大給水量		一日平均給水量	
	水量	すう勢比率	内訳			水量	すう勢比率		水量	すう勢比率	水量	すう勢比率
			自己水・ 地下水	自己水・ 表流水	企業団水							
令和4	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 36,057,685	% 97	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 12,082,895	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 97,951	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 23,876,839	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 34,291,473	% 97	% 95.10	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 107,756	% 96	<sup>m</sup> <sup>3</sup> 98,788	% 97
令和3	36,618,280	98	12,041,043	111,646	24,465,591	35,065,526	99	95.76	108,340	96	100,324	98
令和2	37,264,594	100	12,077,419	108,567	25,078,608	35,477,565	100	95.20	112,393	100	102,095	100

## (2) 建設改良事業等

整備工事は、第9次水道施設等整備事業の2年目として、辻子一丁目地区ほか口径500～1000耗配水管布設工事（令和3～4年度継続工事）、西冠二丁目地区ほか口径500～500耗配水管布設工事（令和4～5年度継続工事）、大冠浄水場浄水処理実証実験業務（令和3～4年度継続業務）、水道部庁舎耐震改修その他工事实設計業務（令和3～4年度継続業務）のほか、城山第1配水池東側擁壁部対策工事（令和3～5年度継続工事）を実施した。なお、整備工事により配水管を総延長2,650m布設した。

改良工事は、奈佐原受水場阿武山送水1・2号阿武野送水2号ポンプ更新工事（令和4～5年度継続工事）に着手したほか、管路更新工事として、配水管を総延長6,076m更新した。

## (3) 経営状況

令和4年度の収益的収支では、収入は60億9,338万4,923円で前年度に比べ7,914万3,908円（1.3%）減少、支出は52億9,588万1,411円で5,842万4,429円（1.1%）増加し、7億9,750万3,512円（1億3,756万8,337円、14.7%減少）の当年度純利益が生じた。

### ① 給水原価及び供給単価

区分 年度	有収水量	経常費用 (受託工事費等を除く)	1m <sup>3</sup> 当たり 給水原価	給水収益	1m <sup>3</sup> 当たり 供給単価
令和4	m <sup>3</sup> 34,291,473	円 4,708,807,161	137円 32銭	円 4,509,947,347	131円 52銭
令和3	35,065,526	4,610,226,504	131円 47銭	5,015,874,065	143円 04銭
令和2	35,477,565	4,497,734,087	126円 78銭	4,949,765,254	139円 52銭

### ② 水道事業会計（決算額）

区分 年度	水道事業収益	水道事業費用	資本的収入	資本的支出
令和4	円 6,093,384,923	円 5,295,881,411	円 45,337,554	円 2,124,047,672
令和3	6,172,528,831	5,237,456,982	38,599,280	2,251,428,238
令和2	6,314,381,172	5,128,849,295	1,782,000	1,940,193,313

③ 経営状況

年度	収			益	
	営業収益	営業外収益	特別利益	計	
令和4	4,822,935,909円	1,269,864,941円	584,073円	6,093,384,923円	
令和3	5,281,770,945円	879,492,472円	11,265,414円	6,172,528,831円	
増減 (4-3年度)	△458,835,036円	390,372,469円	△10,681,341円	△79,143,908円	
対前年度 増加率	△8.7%	44.4%	△94.8%	△1.3%	
年度	費				差引利益
	営業費用	営業外費用	特別損失	計	
令和4	5,275,642,077円	18,295,050円	1,944,284円	5,295,881,411円	797,503,512円
令和3	5,209,252,734円	23,871,529円	4,332,719円	5,237,456,982円	935,071,849円
増減 (4-3年度)	66,389,343円	△5,576,479円	△2,388,435円	58,424,429円	△137,568,337円
対前年度 増加率	1.3%	△23.4%	△55.1%	1.1%	△14.7%

#### (4) 水道料金

平成30年7月1日より、市内に供給している水道水の約3分の2を購入している大阪広域水道企業団が水道水の卸売価格を平成30年4月1日に引き下げたことに伴い、水道料金の従量料金（使用水量に応じてかかる料金）単価のうち、逡増度合の高い2区分について、それぞれ1 m<sup>3</sup>あたり10円の値下げを行った。令和元年10月1日より、消費税及び地方消費税の合計税率が、8%から10%に改定されたことに伴い、下記の水道料金表を適用している。

区分	メーターの口径	一 か 月 に つ き								
		基本料金	従 量 料 金							
			1 m <sup>3</sup> 以上 6 m <sup>3</sup> 以下	7 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下	11 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下	21 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 以下	31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下	51 m <sup>3</sup> 以上 300 m <sup>3</sup> 以下	301 m <sup>3</sup> 以上 1000 m <sup>3</sup> 以下	1,001 m <sup>3</sup> 以上
一般用	13mm 20mm 25mm	690 円	1 m <sup>3</sup> につき 10 円	1 m <sup>3</sup> につき 25 円						
	30mm	3,640 円	1 m <sup>3</sup> につき 135 円	1 m <sup>3</sup> につき 135 円	1 m <sup>3</sup> につき 195 円	1 m <sup>3</sup> につき 215 円	1 m <sup>3</sup> につき 270 円	1 m <sup>3</sup> につき 320 円	1 m <sup>3</sup> につき 340 円	
	40mm	6,630 円								
	50mm	13,260 円								
	75mm	30,550 円								
	100mm	59,800 円								
	150mm	162,110 円								
	200mm	313,300 円								
公衆浴場用	300 m <sup>3</sup> 以下 8,631 円	301 m <sup>3</sup> 以上 1 m <sup>3</sup> につき 52 円								
定額家事専用	1戸3人まで 2,239 円	1人増すごとに 127 円								
臨時用		1 m <sup>3</sup> につき 135 円から 670 円								

※ 上記の表の額に100分の110を乗じて得た額とする。

## (5) 加入金

昭和43年4月1日から、住宅の新築などで新しい給水管を引き込む場合、または今よりも給水管を太く改造しようとする場合に、メーターの口径に応じて加入金を工事着手前に給水装置工事費と同時に納めなければならないことと定められる。令和元年10月1日より、消費税及び地方消費税の合計税率が、8%から10%に改定されたことに伴い、下記の表を適用している。

メーターの口径	加 入 金 の 額	
	新 設	増設または改造（メーターの口径を増径する場合に限る）
13mm	65,000 円	増設または改造後のメーターの口径（20mm以下のものを除く。）に対応する左記金額から増設または改造前のメーターの口径に対応する左記金額を差し引いた額
20mm	130,000 円	
25mm	260,000 円	
30mm	455,000 円	
40mm	910,000 円	
50mm	1,560,000 円	
75mm	4,290,000 円	
100mm	8,840,000 円	
150mm	24,505,000 円	
200mm	50,700,000 円	
250mm	89,375,000 円	

※ 上記の表の額に100分の110を乗じて得た額とする。